

## 京都水道グランドデザインの改定について（最終案）

令和5年3月  
府民環境部

### 1 趣旨

府内全域の水道事業の基盤強化の方向性を示す京都水道グランドデザイン（平成30年度策定）について、国からの「水道広域化推進プラン」の策定要請など策定後の状況の変化や取組の進捗に応じて中間改定を行う。

### 2 計画期間

令和元（2019）年度～令和10（2028）年度（現行計画と同じ）

### 3 改定概要

#### （1）中間改定（時点修正）

- 事業者が自ら取り組む現行の項目について、これまでの取組状況を踏まえ、既計画の3つの視点、8つの取組項目とその将来目標に沿って、実現方策や府の支援内容を見直し

視点	取組項目・将来目標	実現方策（例）
安全性の保障	①水源管理 水質の良好な水源の確保や安心・安全な水道水の安定供給のための水源管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源事故等の発生時の対策立案</li> <li>・取水口の共同化等水源の安定化に向けた検討</li> </ul>
	②水質管理の向上 水源から給水栓までのリスク把握や統合的な管理による水質管理の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水安全計画の策定及び計画の検証</li> <li>・水質検査結果の推移把握と管理への活用</li> </ul>
	③水道未普及地域等の対応 水道未普及地域等における安心・安全な生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水供給が困難な地域に対する安定供給に向けた新たな手法の検討と実施</li> </ul>
危機管理への対応	①耐震化計画・アセットマネジメント アセットマネジメント等に基づく水道施設の計画的更新・耐震化により、平時でも非常時でも安定的に水道水を供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化計画の策定やアセットマネジメントの実施による計画的な施設整備</li> <li>・水需要を踏まえた施設のダウンサイ징や統廃合の検討</li> </ul>
	②応急給水体制・応急復旧体制 応急給水・復旧体制の整備により、水道施設被害時にも迅速に給水・復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・災害対応マニュアルの整備</li> <li>・配水系統のバックアップ機能強化</li> <li>・近隣水道事業者等との連携強化</li> </ul>
持続性の確保	①人材育成・技術継承 人材育成・技術継承の仕組みにより、水道事業の技術力を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保策や人材育成策に関する方針の策定</li> <li>・技術継承のためのマニュアル整備</li> </ul>
	②中長期的視点の経営 中長期的視点や経営戦略に基づく安定的な事業運営により、経営基盤を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略の達成度評価と見直し</li> <li>・将来の安定経営が持続可能な料金設定</li> </ul>
	③公民連携の推進 公民連携の推進や、民間の技術やノウハウの活用により、事業の持続性を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行団体における取組事例の収集と研究</li> <li>・連携先民間事業者の定期的な評価</li> </ul>
府の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現方策に応じて調査研究、情報提供、相談・助言、研修を行うなど、水道事業者等の取組を支援</li> <li>・補助金を効果的に活用して、水道事業者を財政的に支援</li> <li>・連絡会議等を開催するなど水道事業者間の連携を支援</li> <li>・目標実現に向けてフォローアップを実施</li> </ul>	

## (2) 広域連携等の方向性(「水道広域化推進プラン」を兼ねるものとして記載内容を充実)

- 事業経営の将来見通しや広域化シミュレーションの実施
- 基本の方針
  - ・有効な基盤強化策の一つである広域化について、府と水道事業者は、施設の共同化や事務の広域的処理などの効果が見込める連携事業は躊躇なく取り入れ、水道事業の理想型を追求しながら真摯に議論し、取組を進めていく。
  - ・府は、広域化の検討が進められるよう、リーダーシップを発揮して、地域の実情に応じた広域化の取組に対する支援等を行う。
- 圏域ごとの取組
 

各圏域（北部、中部、南部）において、地域の実情に応じた形態で取組を順次展開しつつ、地域の実情を踏まえて、あらゆる選択肢について検討を進める。

圏域	構成市町村	今後の主な取組
南部圏域 (8市7町 1村)	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡 京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大 山崎町、久御山町、精華町、井手町、宇 治田原町、笠置町、和束町、南山城村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業務や営業業務など事務の広域的処理について幅広く検討</li> <li>・府営水道と受水市町において、府営水道エリア全体の施設規模や配置の適正化、経営の一体化も含めた経営形態のあり方について検討を実施</li> </ul>
中部圏域 (2市1町)	亀岡市、南丹市、京丹波町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時連絡管の整備について検討・協議を実施</li> <li>・施設の共同設置や業務の共同委託など広域連携に関する検討を実施</li> </ul>
北部圏域 (5市2町)	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京 丹後市、伊根町、与謝野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」の枠組みを活用し、引き続き窓口業務等の共同発注やシステム共同化等の事務の広域的処理を推進</li> </ul>

## 4 府民意見提出手続（パブリックコメント）の状況

(1) 実施期間 令和4年12月21日（水）から令和5年1月13日（金）まで

(2) 意見提出 24人・団体 計65件

(3) 主な意見

- ・将来の料金上昇により将来世代が困らないためにも、今からしっかりと検討を行い対策を取るべき。
- ・広域化は公的機関が住民の暮らしに不可欠な水道水の供給を保証するという視点で臨むべき。
- ・地元のベテラン職員が持つ技術や知識を次世代に確実に継承することが重要。
- ・水道は公的機関が責任を持って事業を進めるべきであり、民営化の一歩となる広域化には反対。
- ・広域化や民営化の検討は、首長による協議会だけではなく、住民説明会や地域の住民が参画した協議会を設置し行うべき。
- ・住民の大切な宝である豊富な地下水の利用を放棄してはならない。
- ・災害時等に複数の水源があることは重要であり、地下水資源は持続させるべき。

## 御意見の要旨及びそれに対する府の考え方

No.	御意見の要旨	府の考え方
◆水資源、水安全計画、水源管理（14件）		
1	本中間案では、環境にやさしい「自然ろ過施設」である城陽市の浄水場を廃止して地下水の利用をなくす前提で今後の見通しを作成しているが、住民の大切な宝である豊富な地下水の利用を放棄してはならないと考える。	地下水は、市町村が保有する大切な水源であり、本計画でも「水質の良好な水源が確保され、安心・安全な水道水が安定的に供給される水源管理が行われること」を水源管理の将来目標として掲げています(p51)。なお、本計画では、水道事業の基盤強化に向けて、地域の実情を踏まえつつ、あらゆる選択肢について検討を進めることとしていますが、現時点では水源や浄水場を廃止する計画があるわけではありません。
2	城陽市の地下水はおいしいため、広域化せず存続し、将来世代にもおいしい地下水を誇りに思い飲んでもらいたい。	
3	城陽市の地下水は京都府の宝であり、自然のめぐみの地下水を水道水源として使い続けて、住民が飲み続けられるよう守って欲しい。	
4	城陽市の豊富で大切な地下水を飲めなくする計画には反対である。	
5	城陽市の地下水は「まちの宝」であり、無くさないようにして欲しい。	
6	おいしい地下水を大切に使い、今後も守って欲しい。	
7	琵琶湖や宇治川の水より、京都水盆と呼ばれる豊かな地下水の方が、はるかに水源として良好・安心安全で浄水費用も安くなるはずであり、また、災害時を考えても、地下水がある方が安心である。	
8	地下水は浄水施設整備が簡単で、水の輸送負担も小さく、地震による危険も少ないとから、更なる利活用を進めるべきである。	
9	効率化、施設の統廃合を考慮すれば、府営水道受水市町については、河川水を水源とする府営水道を受水する方向になるものと考えるが、渇水時や原子力災害を含む災害時等に当面他の水源があることは重要であり、各自治体が持つ地下水源は極力持続させるべきである。	水道施設の共同化は、水道事業の基盤強化に向けた有効な方策の一つですが、この検討に当たっては、災害や事故に対するリスクマネジメントとコスト削減のバランスを考慮することが重要であり、事故や災害時に備え、複数水源の運用や水質が安定した良好な水源の確保など、リスク管理についても十分に検討する必要があると考えています。現時点で具体的な水源の廃止や施設共同化の計画があるわけではありませんが、いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
10	p11 2.4 水資源 近年の災害激甚化の中、多水源の確保は大切であり、地下水の水道事業への位置付けは重要と考えるため、地下水についても記載するべきである。	
11	p11 2.4 水資源 災害が多様化・激甚化している中、多様な水源を持つことが大切であり、河川・ダムだけでなく地下水など多様な水源に着目するべき。	地下水は重要な水資源の一つであり、御意見を踏まえ追記します。
12	p17 <<水源の状況>> 「深井戸」等と書かれているだけで、水源の状況が記載されていないが、京都盆地の膨大な地下水の利活用や保全を考えるべきではないか。現在地下水を利用している市町村があり、それを尊重し活かした計画とするべきである。	本項は水道水源の内訳や主な課題についてとりまとめたのですが、水道水源と水資源との関連が分かるよう、「深井戸」が地下水であることを明記するとともに、巻末の用語集に記載している解説を本文にも追記することとします。 また、水資源としての地下水については、p11「2.4 水資源」に追記します。 なお、p51「6.1.1 水源管理」の取組として、「複数水源の運用や水道施設の統合・再編時には水質が安定して良好な水源を選択すること」を掲げています。
13	p20 <<水安全計画策定状況>> 表流水の水質管理を念頭に記載されているのではないか。地下水については状況が異なると思われ、その優位性・活用についても記載するべきである	水安全計画は、常に信頼性（安全性）の高い水道水を供給し続けるため、どの水源であっても水源から給水栓までの水道システム全体についてとりまとめるものであり、本計画においても、地下水を水源とする水道を含めて策定を求めています。
14	地下水は、河川水のような水源管理や水質管理に伴う困難はないことから、更なる利活用を考えるべきで、6.1.1 水源管理(p51)の取組として、その涵養地の保全についても記載するべきである。	いずれの水源においても、水源の保全は水源管理の重要な要素であるため、その旨追記します。なお、一概に、河川水と比べて地下水の管理が容易であるとは言えません。
◆人材育成（5件）		
15	p56「人材育成・技術継承」【事業者等の取組】 「中途採用や任期付職員採用で人員確保」とあるが、非正規職員が増えることで人材育成や技術継承を困難にしている現実がある。むしろ、新卒者の教育や正規職員採用による人材育成が必要なのではないか。	本計画においても、御指摘にあるように「水道部門での採用等による人材確保策や技術の習熟や継承を考慮した職員配置等による人材育成策に関する方針を定め、適宜見直すとともに、人事当局と連携して技術継承や技術確保を図る」と（同欄の2つ目）を基本とした上で、「中途採用や任期付職員採用等により水道技術を有する人材の確保」にも努め
16	p56「人材育成・技術継承」【事業者等の取組】	

	<p>「中途採用や任期付職員採用による人員確保や、民間事業者を含めた人材育成手法を参考」とあるが、雇用を保障された正規職員が、計画的な管路の維持管理を行い、その技術と知識を次の正規職員につなげていくことが大切であると考える。</p> <p>管路の管理・整備には、多額の費用と技術者の判断が要求され、地域の実情がわかる技術者が必要であるため、地元のベテラン職員が持つ技術や知識を、次世代職員に確実に継承することが重要である。</p>	<p>ることとしています。取組の主従をはっきりと示すため、記載順序を修正いたします。</p>
17		
18	<p>先進的な自然ろ過施設を創設・活用している府内自治体の事例のように、職員が地元住民と協力し、前向きな創意工夫の活かせる環境を作っていただきたい。</p>	<p>水道の持続性確保のため人材育成・技術継承の取組は重要であると考えており、本計画でも「人材育成・技術継承の仕組みにより、水道技術・知識を有する職員や民間事業者等が水道事業に従事し、技術力が確保される」ことを将来目標として掲げています(p56)。</p>
19	<p>水道職員の減少や人材不足は、国の責任が大きく、定員抑制・削減や賃金の引き下げを行ってきた当然の結果である。現状の低水準の公務員賃金では更に人材獲得が困難となるため、大幅な人員採用と誇りを持って生活できる賃金の引き上げを行うことを明記するべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

## ◆ 広域化、公民連携（32件）

20	<p>災害時の応急対応として広域的な連携は必要であるが、あくまでも公的機関が住民の生命や暮らしに不可欠な水道水の継続的な供給をいかに保証するかという視点での広域化を望む。利益がないなら撤退する原理の民営ではなく、公共の力で安心・安全な水の提供を守り、発展させて欲しい。</p>	<p>御指摘のとおり、広域化・広域連携は、危機管理能力の向上をはじめ、スケールメリットにより経費削減、組織体制の強化、専門職員の確保等が見込めるため、検討が必要であり、また、民間の優れた技術やノウハウを活用する公民連携も、公的な責任を果たすために有効な基盤強化策の一つと考えていますが、今後とも丁寧な意見交換を重ね、それぞれの市町村が地域の実情に応じた方策を選択できるよう、検討を進めています。</p>
21	<p>シミュレーション結果では、単独運営を継続した場合、水道料金が2倍以上となる見込みであり、将来世代が困らないためにも、今からしっかりと検討を行い、対策を取っていただきたい。</p>	<p>水道事業の抱える課題が将来世代へ先送りされないよう、事業の基盤強化に向けてあらゆる選択肢について、市町村と検討を進めています。また、本計画で設定した圏域に拘わらず、効果が見込める単位での連携についても検討するとともに、これらの検討に当たっては内容を公表しながら議論を進めています。</p>
22	<p>ダウンサイ징や効率化のために広域連携が必要であれば、本計画で設定した圏域に拘らず、消防やごみ処理などで既に広域行政が行われている地域単位で、住民意見をよく聞いて進めて欲しい。</p>	
23	<p>消防やごみ処理、下水などで既に広域行政が行われている地域では、水道の広域化・広域連携の検討は可能と考えられる。検討に当たっては、案を公表し住民参加で進めて欲しい。</p>	
24	<p>広域化の検討に当たっては、自然災害や事故時のことにも考慮し、多元水源とすべきであり、可能な範囲で地下水や小河川水も活用すべきである。</p>	
25	<p>広域化や統廃合は、災害時等の機動性担保の面からのデメリットがあるため、基本的に各自治体の事業者の形は残したまま、システムやノウハウなどスケールメリットで効率化できるところについて効率化するのが危機管理上有効だと考える。</p> <p>また、施設の統廃合について、効率性だけでなく、一見非効率であっても多数の施設を保持することにより災害対応時の選択肢が増えるとの視点からの検討も必要である。</p>	<p>本計画は、事業者個別の取組により水道事業の基盤強化を図ることを基本とし、次に事業者単独では解決が困難な課題について、他の事業者との連携による解決を目指そうとするものです。現時点で具体的な広域化の計画があるわけではありませんが、今後、広域化の検討が進む場合、複数水源の運用や水質が安定した良好な水源の確保など、リスク管理について、市町村と十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた基盤強化策を選択できるよう、進めています。</p>
26	<p>広域化に伴う市町村水源の廃止は、各地域に応じたきめ細やかな運営や災害時の危機管理面において水源へのアクセスが損なわれるなどの恐れがあり、水源廃止により増加するリスクを大幅に上回るメリットはないと考える。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>地震、大規模な風水害と防災面も考えれば、浄水場廃止は本末転倒であり、リスクを考慮して市町村の水源（地下水）は守られるべきである。そのリスクが考慮されているのかどうか、丁寧な説明を求める。</p>	
28	<p>人口減少、インフラの老朽化による設備投資の増加などの課題は、国の積極財政で解決するもの。水道は命や暮らしに直結するものであり、民営化の一歩となる広域化には反対である。</p>	<p>広域化・広域連携の検討が直接コンセッション方式などの民間活用の拡大に結びつくものではありませんが、それぞれの市町村が維持し守ってきた水道事業をより強化し、水道事業の公的責任を果たしていくという観点から、民間の優れた技術やノウハウを活用する公民連携は、有効な基盤強化策の一つと考えております。</p>
29	<p>広域化の先に、民営化、施設の民間売却等が想定されることを危惧しており、慎重な検討を要望する。</p>	
30	<p>費用削減ではなく企業の利益確保が目的となり、安心安全な水の供給を妨げるものとなるため、民間委託や民営化には反対である。水は、生命・健康・安全に直結した公共のものであり、採算だけで考えず、自治体が責任を持って進めて欲しい。</p>	<p>また、どのような業務をどの範囲まで民間に委ねるかはそれぞれの水道事業者の判断によるところと考えております。</p>

31	水道事業の運営権の民営化及びその民営化につながる企業団化には反対である。	なお、現時点では具体的な広域化や公民連携拡大の計画があるわけではありません。
32	中間案には検針や保守点検業務の共同委託等の効果が記載されており、水道事業の民間委託や民営化を進めようとするものであると危惧している。海外では再公営化の動きもある中、民営化に道を開くことがないよう、府民の声に十分耳を傾けていただきたい。	
33	水道事業の収益性が低下する中、民間企業の参入には補助金等財政面での補填や水資源利用の有利な取扱などのインセンティブが必要であり、長期的に見れば公的負担を増大させることとなる。何ら規制のない状況で安易に民営化を行えば、外部不経済を増幅させるだけである。	
34	水道は世界的に民営から自治体公営に戻す動きが広がる中、なぜ民営化を進めるのか理解できない。水道料金上昇やコスト削減による水質悪化のほか、外資系の参入により日本の豊かな水が海外企業の利益のために使われることも望ましくない。水は命に直結するものであり、国や自治体が責任を持って事業を進めて欲しい。	
35	水は生命・健康・安全に直結し、採算性を度外視したとしても確保されるべきものであり、公的機関が責任をもって水道事業を進めて欲しい。	
36	利益追求を目的とする環境下では不正の発生は避けられないため、住民の命に関わる水道事業を、民間企業に託すわけにはいかない。官民連携による職員育成などは、実態は丸投げであり不可能である。自治体が主体となって、住民の合意を得ながら施設の縮減を進め、持続性をもった水道事業とすることが必要である。	
37	企業化により利益追求の道具にされ、身近なものではなくなることのないよう、市民生活の基本である水道は、公共事業であるべき。	
38	水道事業は住民生活の基本であるため、独立採算制を原則とせず、国や地方自治体が責任を持って支えるべきであり、少子化による財政難についても、国・地方自治体の責任で補填すべきである。	
39	水道事業の課題の一つとされている人口減少については、国の「異次元の少子化対策」や自治体の少子化対策効果の推移を見守ることが必要であり、現時点で人口減少を理由とした広域化は行うべきではない。	本計画では、水道事業の基盤強化に向けて、あらゆる選択肢について検討を進めることとしています。
40	「水道広域化推進プラン」を兼ねて改定することとしているが、現在の水道事業の課題は、広域化ですべて解決するものか疑問である。	
41	広域化による企業団等の運営形態は、各自治体の関与が希薄となるため、住民の基礎的なインフラである水道事業にふさわしくないのではないか。	現時点で経営統合などの広域化や企業団化の計画があるわけではありませんが、一般的に、企業団とは、地方公営企業の事務を共同で行う特別地方公共団体であり、市町村と同様に議会が設置されるため、住民の声を基にした運営が担保されます。議員定数については、企業団規約において定められることから、構成団体による話し合いにより決定されます。
42	水道の運営に住民の声が反映されなくなるため、広域化・民営化には反対である。	
43	広域化により企業団に参画すれば、企業団議会における各市町村の議席の割り当ては少数となると考えられ、民意が反映されにくくなる。また、p63「表7.4.2」によると南部圏域の経営統合の効果はわずかであり、リスクの方が大きい。	
44	効率化や合理性という経営的視点は必要であるが、行き過ぎると余裕が失われ災害や社会変動時に脆弱となるため、民間企業のようにこの視点が強調されていることに強い違和感がある。	
45	水道は住民生活に欠かせないインフラであり、管理運営・計画という根幹部分を民間にゆだねるべきではないため、p58「6.3.3 公民連携の推進」に記載されている「包括的民間委託や指定管理者制度・コンセッションを含むPPP/PFIの検討を進める」ことには反対である。	現時点でコンセッションの導入を検討している市町村はありませんが、民間事業者の技術やノウハウを活用できる公民連携は有効な基盤強化策の一つであり、水道事業者として公的責任をしっかりとしていくという観点からも、あらゆる選択肢について、検討していく必要があると考えています。
46	一般論として民営化で競争原理が確保されると言われるが、コンセッション方式は、契約期間が長期（20～30年）にわたり、事実上の独占状態となるので、競争原理は期待できない。水道は、住民の命、健康、安全を守るために不可欠なものであり、経営効率や独立採算制のみを強調して、民営化を目指すべきではない。	
	コンセッション（PPP/PFI）方式は、民間事業者の利益確保のため、事業の簡素化や経費節減により安心安全な水の供給が損なわれるとともに、水道料金の上昇を招き、情報公開も不十分となる恐れがある。また、災害時には公的機関が対応	

	を行う必要があり、自治体と住民にとってメリットがないため導入しないで欲しい。	
47	先に広域化・民営化を行ったヨーロッパ諸国等の先進事例において、どのようなトラブルが発生し、その教訓をどのように活かすのかも踏まえて、方向性を示していただきたい。	パリ市等での事例は、民間事業者への監督やモニタリングが不十分であったことなどにより、再公営化が行われたと聞いています。一方、我が国では、海外での先行事例の教訓を踏まえ、コンセッションの導入に当たっての国による事前許可、導入後の報告徴収、立入検査など、事業の安全性・安定性、持続性の確保に十分留意した制度設計となっています。
48	水道は全住民が使用するものであり、住民の声が届きやすい各自治体が事業主体であることが必要である。一方、災害時の自治体間の広域連携は必要であり、京都府は連携の調整役に徹することとし、経営の一元化を押しつけるべきではない。	本計画では、府と市町村は、地域の水道事業を守るという共通の目標の下、水道事業の理想型を追求しながら、真摯に議論し、広域化も含めたあらゆる選択肢について、今後検討を進めて行くこととしています。 水道事業の広域化は、全体最適を目指した合理的な経営判断が可能となるなど、高い効果が見込めますが、市町村の水道事業のあり方に関わることであるため、地域住民や市町村議会も含めた幅広い議論を通して、まずは市町村において主体的に判断されるものと考えています。 今後とも市町村と丁寧な意見交換を重ね、地域の実情に応じた方策を選択できるよう検討を進めていきます。
49	京都府は、各市町村（水道事業）が知恵を出すことや、各自治体や住民の自治力を引き出すことに努力するべき。広域化は一見効率的な改善策に見えるが、実際は地域から水道に対する興味や関心を奪い、水道の自治に対する侵害となってしまう。	
50	府営水道エリアにおいては、浄水場廃止より先に、府営水道の建設負担水量の過剰負担の見直しを行うべきである。	
51	気候変動に伴う災害が多発する中、府営水道導入のために作られたダムについても、防災の視点による評価及び位置づけの見直しを行い、府営水道エリアだけでなく、京都市も含めた南部圏域全体で費用負担をするべきだと考える。	府営水道エリアについては、現在、京都府営水道において、「京都府営水道ビジョン（第2次）」の策定を進めており、その中で、建設負担水量の調整の方向性について、受水市町との議論を進めていくとしています。
<b>◆シミュレーション（6件）</b>		
52	様々なシミュレーションが実施されているが、その効果はわずかであり、「改善される見通し」と結論づけられるのか疑問である。1年先の社会情勢ですら見通せない現在、50年後のシミュレーション結果にどれだけ説得力があるのか疑問である。	シミュレーションは、あくまでも今後市町村と議論を進める上での参考となるよう実施したものであり、京都府において一定の条件の下で行った概略検討となっています。条件を精査することにより、その効果は変動すると想定され、今後、広域化に係る議論を進めて行く際には、より詳細な検討や市町村ごとの効果額の試算も必要であると認識しています。また、府内全域や南部圏域全体など今回実施しなかった組合せでのシミュレーションについても、長期的かつ幅広い視野で進めていく必要があります。
53	国の補助金活用を前提に事業統合や経営の一体化が検討されているが、補助金交付期間後の事業運営について、大幅な費用削減効果があるとは考えられない。	他府県での先行事例では、広域化による経営面での効果のほかに、水道資源の共有による事業運営の安定化や災害事故等の緊急時対応力の強化、専門職員の確保や事業体間の管理レベルの底上げなど、運営面での効果が報告されているところです。
54	シミュレーション結果からも、広域化の効果はわずかであり、広域化を見直すべきである。	
55	広域化のシミュレーションについて、全体として説明・資料が少ないため、その効果の要因がわかりにくい。	
56	単独運営を継続した場合の経営見通し（第5章）や広域化効果のシミュレーション（第7章）について、広域化によって住民が納得し得るだけの効果があるのかどうかが分かるよう、市町村ごとの結果を記載るべきである。	
57	p63表7.4.2では、p62表7.4.1の対象区分のうち、①南部全域、④府営水道エリアの結果が示されていない。試算も行わず、広域化を進めることは認められない。	①南部圏域全体での経営統合の試算は今回実施していませんが、p88のフォローアップにも記載のとおり、今後、長期的かつ幅広い視野を持って検討を進めて行くこととしています。④府営水道エリアについては、府営水道において施設統廃合のシミュレーションを実施しており、その結果はp81に掲載しています。 なお、①南部圏域全体についても、p68表7.4.7のとおり、事務の広域的処理による削減効果については、試算を行っています。
<b>◆検討の進め方について（3件）</b>		
58	水道という重要インフラの削減を検討する場合、住民意見を聞き合意形成を図る努力が重要であり、浄水場削減対象地域の住民が参画する審議会などの設置が必要である。	これまでに公開の場で計画にかかる議論を行ってきてるところですが、広域化等の検討は、市町村の水道事業のあり方に関わることであり、地域住民や市町村議会も含めた幅広い議論を通じて、市町村において主体的に判断されるものであり、そのための環境づくりが必要であると認識しています。
59	広域化や民営化の検討については、自治体責任者による協議会だけで行うのではなく、まず地元自治体と住民に正確で丁寧な説明会を行って欲しい。 京都府は、国の言いなりになるのではなく、住民自治を尊重して欲しい。	いただいた御意見は、今後の事業検討の参考とさせていただきます。
60	身近で重要な課題に対しては、パブリックコメントだけでは住民の声を届ける機会として不十分であり、府民投票や住民投票を行うよう提案する。	

## ◆その他（5件）

61	今回の中間案について、年末年始の多忙期にパブリックコメントを実施することは適切でなく、計画の内容もわかりにくいうことから、次回改定時は十分考慮されたい。	いただいた御意見は、今後の事務の参考とさせていただきます。
62	今回のパブリックコメントについて、府民にとって多忙な年末年始に、かつ不便なインターネットを利用して実施されたことは不適切である。	
63	パブリックコメントについて、本計画の多大な資料を読み解いて意見を述べるために、少なくとも1箇月くらいの期間が必要であり、期間が短すぎる。	
64	同時に「京都府営水道ビジョン（第2次）（中間案）について」と「京都水道グランドデザイン改定（中間案）について」のパブリックコメントが実施されたため、初めて見たものにとっては、両者の違いがわかりにくかった。	
65	京都府水道事業広域的連携等推進協議会の開催結果について、議事録では内容が府民に伝わらないため、動画を掲載されたい。	